記

一、会ノ目的ヲ遂行セシムル為会長副会長主トシテ之カ指揮セシム

一、労資紛擾ニ対スル処置

(イ) 過激ナル言論ヲ弄シ従業員ノ思想ヲ悪化セシムル者

(ロ) 所定ノ範囲ヲ脱シテ政治運動ヲナス者

(ハ) 徒ラニ他ノ攻撃誹謗ヲ為シ会ノ信用ヲ失墜セシメタル者

(ニ) 他人ノ労働運動ヲ阻害スル者ハ其ノ会ニ対スル記録ヲ抹消シテ以テ除名スル事

(ホ) 以外ニテ戒命セルコト

一、会員ハ会ノ意思ヲ尊視シ会費ヲ怠ラサルコト

一、会長直接会員ノ利害ニ影響ヲ及ホス如キ所得税関係事項ニ関シテノ清徳行為ヲナサシメサルコト

一、会長以下役員ハ職務ニ付テ節度アル非常時措置ヲ講シテ以テ応スルコト

一、会員ハ責任ヲ以テ全員ニ団シテ陰謀的悪宣伝ヲナサシメサルコト

昭和二年一月十二日

右会

同